

史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業 務 名

史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額（契約限度額）

令和8年度 5,956,501円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザルの実施スケジュール

内 容	日 程
募集開始	令和8年8月7日（金）
質問書の提出期限	令和8年8月14日（金）
質問書に対する回答期限	令和8年8月19日（水）
参加申込書等提出期限	令和8年8月24日（月）
参加資格結果の通知	令和8年8月31日（月）までに通知
企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和8年9月11日（金）17時（必着）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年9月18日（金）予定
審査結果の通知	令和8年9月25日（金）通知予定
契約締結	令和8年10月1日（木）
業務開始	令和8年10月1日（木）

※応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

※本プロポーザルの事前説明会はない。

3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 令和8年8月1日時点において、上田市の令和7・8・9年度物品入札（見積）参加申請提出業者名簿に登録されている者であること。

- (2) 令和元年度以降において、地方公共団体を発注者とする国指定史跡の文化財保存活用計画等の策定に関わる業務を受注し、履行した実績を有する者であること。
- (3) 参加申込書の提出時点において、本市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 受託業務遂行のため十分な専門性、技術力及び体制が整っていること。

4 失格要件

参加者が次のいずれかに該当した場合、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 選定期間中及び委託契約締結までの間に「3 参加要件」の要件を欠いた場合
- (2) 参加申込書類及び提案書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) プレゼンテーションを欠席した場合
- (4) 提案見積金額が、支払限度額を上回る場合

5 参加申込

「3 参加要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 法人概要書（様式第2号）
- ウ 類似業務受託実績表（様式第3号）
- エ 法人の概要等が記載されたパンフレット等（任意提出）

(2) 提出方法

PDF形式の電子データにして電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和8年8月24日（月）

(4) 提出先

上田市教育委員会生涯学習・文化財課（電子メール：bunkazai@city.ueda.nagano.jp）

(5) 審査結果

参加申込者には、令和8年8月31日（月）までに参加資格結果の通知（参加資格を有する申込者には、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請を兼ねる通知）を電子メールで送信する。

6 質問の受付・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第4号）により、電子メールで提出する。

(2) 提出期限

令和8年8月14日（金）

(3) 提出先

上田市教育委員会生涯学習・文化財課

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月19日（水）までに質問者匿名で当市ホームページに掲載する。

7 企画提案書及び提案見積書等の提出

参加資格結果の通知により参加資格を有することを確認後、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号を鑑として、提案本編は任意様式）

イ 提案見積書（様式第6号）及び見積内訳明細書（任意様式）

ウ 受託実績（任意様式）

エ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第7号）

(2) 提出方法

PDF形式の電子データで提出すること。なお、本市のセキュリティの都合により添付ファイルは10MBが上限となるため、電子メール添付により提出できない場合はデータ転送サービス等による提出又はUSBメモリ等の記録媒体の郵送による提出でも構わない。いずれの方法の場合も到達確認をすること。

(3) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時（必着）

(4) 提出先

上田市教育委員会生涯学習・文化財課

8 参加申込書提出後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年9月17日（木）17時までに辞退届（様式第8号）を提出すること。この場合の提出方法、提出先は、企画提案書及び提案見積書等の提出時と同様とする。

9 提出書類の取扱い

(1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類（電子データ含む。）は返却しない。

(3) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は本業務の受託者選定の目的以外には使用しない。

(5) 提出された書類は原則公開しない。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）

に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合がある。

(6) 提出書類は本業務の受託者選定に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年9月18日（金）予定

(2) 時間場所

「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請通知」に記載

(3) 所要時間

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは自由形式とする。ただし、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、企画提案書に添付されていない新たな資料等の追加はできないものとする。

ウ プレゼンテーション出席者は5名以内とする。

エ プレゼンテーションの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

オ プレゼンテーションに際し、パソコン等電子機器の使用は可とする。なお、市が準備する機材はプロジェクター（接続端子HDMI）及びスクリーンとし、その他必要な機材は参加事業者が準備すること。

カ Web会議システム（Zoom等）を使用して、遠隔地からのプレゼンテーションを可能とするが、1名は会場に出席すること。なお、インターネット環境は参加事業者が準備すること。

11 審査方法

(1) 審査委員会

ア 企画提案書等の評価は、史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

イ 選定委員会の委員は7名とするが、その構成については、評価の公平性を確保するため、公表しないものとする。

(2) 評価方法

ア 「史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務プロポーザルに係る評価基準」に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点する。

イ 提案内容について、評価項目ごとに各委員の採点（100点満点）を合算し、総合点の最も高い者を候補者とする。

ウ 合算に当たっては、最も高い点数と最も低い点数を除いた委員5人の合計（500点満点）を採用する。

(3) 同点の場合の取り扱い

総合評価点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位と

する。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

(4) 受託候補者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、受託候補者に対する総合評価点が一定水準に達しない場合（総合評価点が満点中6割未満）は受託候補者として選定しない。

12 選定結果の通知

全参加事業者に対し書面（電子データ・電子メール送信）により通知する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

13 契約の締結

- (1) 受託候補者と提案内容等に基づき、契約条件等について協議のうえ、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が成立しない場合や委託契約締結までの間に「3 参加要件」の要件を欠いた場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- (2) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、業務契約においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (3) 契約に要する費用は全て受託候補者の負担とする。また、既に決定した事項の取消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

14 その他

- (1) 記録媒体持参による書類（電子データ）の提出は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の電子データ記録媒体提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として参加事業者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) この要領に定めのない事項及び要領に疑義が生じた場合は、審査委員会により定める。

15 問い合わせ・書類等の提出先

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当

電話：0268-23-6362

FAX：0268-23-6368

電子メール：bunkazai@city.ueda.nagano.jp